

「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の議長職及び庶務業務等の こども家庭庁への移管について

令和5年3月29日

子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議決定

内閣府、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、文部科学省
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁

- 令和5年4月1日付けで、こども家庭庁が設立され、同庁においてこども¹の安全に関する政策（こどもの事故防止に関する事務）を所掌することに伴い、消費者庁を中心に行ってきたこどもの不慮の事故を防止するための取組「子どもを事故から守る！プロジェクト」は、令和5年度からこども家庭庁が中心となって推進する。
- これに伴い、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の運営（議長及び庶務業務）はこども家庭庁が担い、関連する以下の業務をこども家庭庁に移管。
 - ・「子どもの事故防止週間」の運営
 - ・「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」の制作・配布
 - ・「子どもを事故から守る！事故防止ポータル」サイトの運営

なお、消費者庁は消費者保護の観点から引き続き関係省庁として同プロジェクトに参画し、「消費者庁 子どもを事故から守る！ツイッター」及び「子ども安全メール from 消費者庁」の配信等を引き続き行う。
- こども家庭庁への業務の移管は、令和5年4月1日からとする。

（参考）こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月閣議決定）

4. こども家庭庁の体制と主な事務

①成育部門

成育部門は、全てのこどもの健やかで安全・安心な成長に関する事務を担う。主たる事務は以下の通り。

4) こどもの安全

こどもの事故防止に関する事務を所掌¹⁵し、消費者庁や文部科学省等の関係府省庁と連携して、子どもを事故から守るためのプロジェクト¹⁶を推進する。関係府省庁連絡会議を開催して政府全体の調整を行うとともに、教育・保育施設の事故防止¹⁷や学校や保育所が加入する災害共済給付¹⁸等を自ら担う。こどもの事故防止に関する注意喚起を消費者庁と連携して行う。

15 新たに所掌事務規定を設ける。

16 消費者庁から移管。

17 内閣府から移管。

18 文部科学省から移管。

¹ 本資料では、「子供」「子ども」が既存事業名、組織名等として用いられる場合などを除き、原則として、「こども」の表記を用いる。